○農林水産省告示第千二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村煤ケ谷字丹沢山五一七二の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村煤ケ谷字丹沢山五一七二の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町長江字草木一の一〇、字ソンジャーの一七七、小松字下中熊四五の四、四六の八、字下湯分沢四〇の六、四〇の八、四〇の九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県朝来市佐嚢字コド石二〇七の一二・二〇七の一三（以上二筆国有林）、字向山二二八の一二（国有林）、二二四の八・二二四の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県朝来市佐嚢字坂二一一の三六（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県丹波市青垣町大名草字與左エ門谷二〇八〇の二（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県丹波市青垣町大名草字與左エ門谷二〇八〇の三・二〇八〇の四（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県西海市西海町太田原郷字山伏谷一〇三一の一四、字ヌゲノ谷一〇五一の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県新城市川田字本宮五の二九〇・五の二九五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町公文字水上一の一から一の三まで、一の五から一の七まで、一宮町井内字轟山三二二、字百合俵向イ二九〇の七、二九〇の八、二九〇の一一、字足タギ三二一の三から三二一の五まで、三二一の八、三二一の九、一宮町黒原字奥段畑七二、字瀧谷二七の一三、波賀町戸倉字宮ノ後一七〇の一〇、一七〇の一四、一七〇の二六、字宮ノ向一六五の六六、波賀町皆木字大谷八六七、波賀町鹿伏字清木二八四の五、二八四の一九、二八四の五三、二八四の五四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。）